

省力化等設備導入支援補助金 Q&A

1. 補助対象者について

Q1 補助対象者とは

以下の全てを満たす事業者をいいます

- ・市内に事業所を有する中堅企業又は中小企業であること（大企業、個人事業主除く）
- ・みなし大企業でないこと
- ・風俗、政治宗教等の事業を営んでいないこと（Q8 参照）
- ・知立市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有していないこと
- ・市税を滞納していないこと

Q2 事業所とは

人や設備等により事業が継続的に行われている、工場、事務所、倉庫等のことをいいます
事業所の所有・賃借は問いません

Q3 中堅企業とは

産業競争力強化法第2条に規定する、中小企業を除く常時使用する従業員が2000名以下の企業をいいます

Q4 中小企業とは

中小企業基本法第2条では以下のとおり定義されています

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300名以下
卸売業	資本金等の額が1億円以下又は常時使用する従業員数が100名以下
サービス業	資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員数が100名以下
小売業	資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員数が50名以下

Q5 みなし大企業とは

以下のいずれかに該当する中堅企業又は中小企業をいいます

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③のいずれかに該当する者が所有している
- ⑤①から③に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

Q6 1つの法人で複数事業所を運営しているが、それぞれ申請できるか

1事業者につき1申請限りです。ただし、各事業所に導入する設備が300万円以上であれば、補助対象経費を合算して申請することはできません

(例示：牛田町と谷田町に事業所を有する株式会社Aの場合)

牛田事業所で500万円の、谷田事業所で700万円のそれぞれ省力化設備を導入するとき、1200万円を補助対象経費として申請することができる(補助額400万円【上限】)

(500万円、700万円を別申請とすることはできない)

Q7 市内に複数の法人を運営しているが、それぞれ申請できるか。

別法人格であっても、代表者が同一であれば同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められません。同様に、親会社が議決権の過半を有する子会社等も同一法人とみなします。

Q8 どのような業種でも申請はできるか

以下に該当する事業者を除き申請が可能です

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条各項に規定する事業を営む者
- ②政治、宗教に関係する事業を営む者
- ③公序良俗に反する事業等その他市長が不相当と認められる事業を営む者

2. 補助対象経費について

Q1 補助の対象となる経費（取得費用）は

機器本体及び本体と不可分な周辺設備の取得費用（消費税含まない）をいいます
設置に伴う工事費、システム費、租税公課等は含みません

Q2 補助の対象となる設備は

設備の導入によって、現状と比較して生産性が向上する設備（3、Q5 参照）で固定資産税が課税される償却資産をいいます（例示：品質の安定化とリードタイムの短縮が図られるマシニングセンタ）
固定資産税が課税される償却資産か否かについては、税理士等にご確認ください

Q3 補助の対象とならない設備は

中古品・リース品、汎用性のあるもの、建物附属設備、ソフトウェア、法令改正で導入が必要なものなどは、固定資産税が課税される償却資産であっても補助の対象となりません

Q4 複数の設備を合計した補助対象経費が 300 万円以上となれば問題ないか

1 つの設備あたりの補助対象経費が 300 万円以上でなければなりません
なお、300 万円以上の複数設備を合算して申請することはできます（1、Q6 参照）

Q5 オーダーメイドした設備は対象となるか

対象になります。類似汎用品との相違点（優る点等）、図面や仕様書等をご提出いただきます

Q6 認定申請後、型式の見直し等補正により見積価格を下回る場合は

補正後の取得費用を上限に補助対象経費とします（補正前の取得費用ではありません）
なお、補正により 300 万円を下回る場合は認定の取消しとなります

Q7 認定申請後、型式の見直し等補正により見積価格を上回る場合は

認定申請書に記載した価格（当初の見積価格）が補助対象経費の上限となります

Q8 他の補助金との併用は可能か

市および国の補助や税制措置との併用はできません

Q9 導入した設備は償却資産として申告が必要か

必要です

交付申請書に申告したことがわかる書類を添付していただき、宣誓書兼同意書に基づき償却資産課税台帳等を確認する場合があります

申告していないことが判明した場合は、交付決定の取消しとなります

申告方法等については税務課資産税係にお問い合わせください

3. 申請手続きについて

Q1 認定申請にあたって事前相談はできるか

できます

ただし、機構改革により 2026 年 4 月 1 日を基準に窓口が変わりますので、ご注意ください

3 月 31 日まで 企業立地推進課（市役所 3 階） 0566-95-0141

4 月 1 日から 産業振興課商工振興係（市役所 2 階） 0566-95-0125

Q2 認定申請書はいつまでに提出すればよいか

2026 年 4 月 1 日以降で、設備の発注日の前日までに産業振興課窓口に提出してください

メールや郵送等の提出は受け付けません

認定申請書を提出する前に発注した設備は、補助の対象となりません

認定申請書は先着順で受付しますが、申請書に不備等がある場合は受付扱いとなりませんので、事前相談をご活用ください

Q3 認定申請に必要な書類は

様式を定めていますので、必要書類を添えて提出してください

主な添付書類について、以下を参考にしてください

- ①事業計画書は、文字数等の制限はありませんが、数値、写真、図等を用いて具体的かつ丁寧に説明してください
- ②取得見込費用のわかるものとして、発注先、納入先（市内事業所）、金額及び内訳、設備の型式等が記載されている見積書が必要です

Q4 事業内容の変更は認められるか。また、どのような場合において申請が必要か

やむを得ない場合に限り認められます

ただし、認定申請書の添付書類「事業計画書」に記載した設備導入後の数値目標等に影響を与える場合は、認定の取消しとなる場合があります

なお、軽微な型式の変更等は申請不要ですが、補助対象経費の増減や代表取締役の変更等は、その内容がわかる資料を添えて変更認定申請書の提出が必要となりますので、予めお問い合わせください

Q5 生産性向上に資するとは

人材不足等の課題を抱える事業者が、省力化等の設備導入によって生産コストの削減、品質の向上等生産性の向上が図られることをいいます。事業計画書で数値等を用いた詳細な説明が必要です

Q6 交付申請書の提出期限は

設備に係る検収及び精算をしたうえで、2027 年 2 月 19 日までに窓口に提出してください

メールや郵送等の提出は受け付けません

Q7 交付申請に必要な書類は

様式を定めていますので、必要書類を添えて提出してください

主な添付書類について、以下を参考にしてください

①取得費用のわかるものとして、以下のものを提出してください。（機密情報の黒塗り可）

- ・発注書（発注日、発注先、納入場所、金額及び内訳、設備の型式等が記載されるもの）
- ・請求書（請求日、請求者、請求金額、振込先等が記載されるもの）
- ・支払明細（支払日、支払先、支払金額等がわかるもの）

②償却資産の申告をしたことがわかるものとして、税務課が受付した償却資産申告書や種類別明細書等であって、対象設備をマーカー等するなどしてください

Q8 補助事業の完了とは

設備が稼働し精算が完了することをいいます

補助事業完了後は、設備の適切な利用、関係書類の保管等をお願いします

なお、国の交付金を財源としているため、会計検査院の实地検査を受ける可能性があります

Q9 補助事業完了後、何か手続き等はあるか

概ね5年間はフォローアップ調査を実施しますので、ご協力をお願いします

財産処分の制限を課していますので、設備を目的外で使用等する場合は、予めご相談ください

（交付した補助金の返還が必要となる場合があります）